○厚生労働省告示第百十一号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第二項本文及び第三十二条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二日　厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第2に第5部として次のように加える。

第５部　追　補　(1)

内　用　薬

品名	規格	単位
（あ）		
アムロジピンＯＤ錠2.5mg「興和テバ」		2.5mg１錠
アムロジピンＯＤ錠５mg「興和テバ」		５mg１錠
アムロジピン内用ゼリー2.5mg「興和テバ」		2.5mg１包
アムロジピン内用ゼリー５mg「興和テバ」		５mg１包
（く）		
グリメピリド錠１mg「興和テバ」		１mg１錠
グリメピリド錠３mg「興和テバ」		３mg１錠
（ひ）		
ビカルタミド錠80mg「興和テバ」		80mg１錠
（ろ）		
ロラタジン錠10mg「興和テバ」		10mg１錠

注　射　薬

品名	規格	単位
（え）		
HMG「コーワ」75注用		75単位１管（溶解液付）
HMG「コーワ」100注用		100単位１管（溶解液付）
HMG「コーワ」150注用		150単位１管（溶解液付）
エダラボン点滴静注液バッグ30mg「興和テバ」		30mg100mL１キット
（か）		
カルボプラチン点滴静注液50mg「興和テバ」		50mg５mL１瓶
カルボプラチン点滴静注液150mg「興和テバ」		150mg15mL１瓶
カルボプラチン点滴静注液450mg「興和テバ」		450mg45mL１瓶
（け）		
ゲムシタビン点滴静注用200mg「興和テバ」		200mg１瓶
ゲムシタビン点滴静注用１ｇ「興和テバ」		１ｇ１瓶

外　用　薬

品名	規格	単位
（ら）		
ラタノプロスト点眼液0.005%「コーワ」		0.005%１mL

○厚生労働省告示第百十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二日　厚生労働大臣　小宮山洋子

別表に第5部として次のように加える。

第５部　追　補　(1)

内　用　薬

品名	規格	単位	薬価
			円
（あ）			
アムロジピンＯＤ錠2.5mg「ＴＹＫ」		2.5mg１錠	15.80
アムロジピンＯＤ錠５mg「ＴＹＫ」		５mg１錠	28.00
アムロジピン内用ゼリー2.5mg「ＴＹＫ」		2.5mg１包	17.90
アムロジピン内用ゼリー５mg「ＴＹＫ」		５mg１包	33.70
（く）			
グリメピリド錠１mg「ＴＹＫ」		１mg１錠	10.30
グリメピリド錠３mg「ＴＹＫ」		３mg１錠	24.40
（ひ）			
ビカルタミド錠80mg「ＴＹＫ」		80mg１錠	456.00
（ろ）			
ロラタジン錠10mg「ＴＹＫ」		10mg１錠	66.10

注　射　薬

品名	規格	単位	薬価
			円
（え）			
HMG「ＴＹＫ」75注用		75単位１管（溶解液付）	1,585
HMG「ＴＹＫ」100注用		100単位１管（溶解液付）	1,971
HMG「ＴＹＫ」150注用		150単位１管（溶解液付）	2,268
エダラボン点滴静注液バッグ30mg「ＴＹＫ」		30mg100mL１キット	3,368
（か）			
カルボプラチン点滴静注液50mg「ＴＹＫ」		50mg５mL１瓶	3,311
カルボプラチン点滴静注液150mg「ＴＹＫ」		150mg15mL１瓶	7,834
カルボプラチン点滴静注液450mg「ＴＹＫ」		450mg45mL１瓶	16,978
（け）			
ゲムシタビン点滴静注用200mg「ＴＹＫ」		200mg１瓶	3,169
ゲムシタビン点滴静注用１ｇ「ＴＹＫ」		１ｇ１瓶	12,618

外　用　薬

品名	規格	単位	薬価
			円
（ら）			
ラタノプロスト点眼液0.005%「ＴＹＫ」		0.005%１mL	512.00

○農林水産省告示第八百六十六号

中央卸売市場における卸売業務の許可について告示した事項に変更があったので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月二日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　変更後の卸売の業務を行う者に係る事項

(2)	(1) 地位を承継する卸売業者の名称	船橋魚市株式会社
	地位を承継される卸売業者の名称	船橋水産株式会社 船橋中央魚類株式会社
(3)	卸売の業務を行う市場	船橋市中央卸売市場
(4)	取扱品目の部類	水産物部
(5)	事業の譲渡し及び譲受けの年月日	平成二十四年四月一日